

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和2年7月8日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和 年 月 日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更
令和2年7月8日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員の再任は、 <u>2回までとする。</u>	(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員は、 <u>10年を超えない範囲で再任されることを妨げない。</u>
(新設)	附則 (令和3年 月 日) <u>(施行期日)</u> 第1条 この定款は、 <u>経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u>